

第1回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和2年7月3日（金）15時00分～15時35分

2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 飛鳥委員、石岡委員、熊井委員、佐藤委員、森委員
労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、黒滝委員、小枝委員、野坂委員
使用者委員 小笠原委員、齋藤委員、田中委員、平野委員、三上委員
【事務局】 請園局長、細田基準部長、吉田賃金室長、成田賃金係長、
長尾厚生労働事務官

4 開会・辞令交付

賃金係長 それでは定刻になりましたので、ただ今より「令和2年度第1回青森地方最低賃金審議会」を開催いたします。

はじめに、令和2年6月25日付けで、新たに審議会委員にご就任されました方をご紹介します、辞令を青森労働局長から交付させていただきます。

使用者委員代表の田中泰宏（たなかやすひろ）様でございます。

局長よろしく申し上げます。

（ 局長から田中委員に対し辞令を交付 ）

石岡委員 それでは、まず最初に新しく委員になられました田中委員のほうから一言ご挨拶をお願いします。

田中委員 馬場の後任として就任いたしました青森県中小企業団体中央会の田中と申します。どうぞよろしく願いいたします。

賃金係長 本日の委員の出欠状況ですが、全員出席されておりますことをご報告いたします。

また、本日の審議会は、青森地方最低賃金審議会運営規程第6条の規定により公開としたため、傍聴人の募集公示を行ったところ、3名の方から傍聴申し込みがなされ、本日傍聴されていることを報告いたします。

5 局長挨拶

賃金室長 それでは、請園局長よりご挨拶を申し上げます。

局長 青森労働局の請園でございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今年度につきましては、昨年度に引き続きまして、第54期の委員の方々に審議をしていただくという形になっております。使用者側で田中委員に新しく就任していただきましたので、その15名の体制で、改正決定にかかる審議を行っていただくということで、よろしく願いいたしたいと思っております。

さて、新型コロナウイルスの感染防止対策につきましては、日本全国、青森県においても実施され、本日の審議会もマスクを着用したうえで、感染防止対策を行ったうえで開催となったということでございます。

青森県内におきましても、4月16日に緊急事態宣言の発出、5月14日の解除という取り組みを余儀なくされているところでございますけれども、解除から約1か月程度経過いたしました。飲食店・ホテル業界をはじめ各業界の定例活動も再開されつつあると認識しております。ただ一方で、雇用に対する影響は非常に大きいものがございます。したがって、青森労働局として公表いたしました雇用失業情勢では、5月の有効求人倍率が季節調整済でございますけれども、0.93倍ということで、平成28年2月以来の1倍を切るという雇用失業情勢になっております。

また、厚生労働省が毎週発表しております新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報によりますと、6月26日現在、集計分としまして青森県内で雇用調整の可能性のある事業場が987社、解雇等見込労働者数は402名という形になっております。これらの数字は、またこれから伸びようかと思っておりますけれども、特に観光業・飲食店等でこの影響が広がっているという状況でございます。

さらに、県内の景気については、日本銀行青森支店が6月10日に県内金融経済概況を発表してございますけれども、「県内の景気は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から悪化している」というコメントを出しております。

一方で、令和2年度の最低賃金改定に向けました政府としての考え方といたしましては、「昨年閣議決定した『より早期に全国加重平均1000円を目指す』との政府方針を堅持する」とした上で、「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあることから、今は、官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」とされ、総理から厚生労働大臣に対しましては、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進めるよう」という指示もなされているところでございます。これらの方針を踏まえまして、現在中央最低賃金審議会でも議論がされているものと認識しております。

皆様方におかれましては、青森県の様々な指標等のほか、こうした状況につきましても十分考慮していただきながら、今後、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の「目安」などもご参考にしていただきつつ、青森県の実情に即した適正な最低賃金の改定にむけた議論をお願いしたいと思っております。今年も非常に厳しい議論になろうかと思っておりますけれども、何卒よろしく願いいたします。

賃金室長　それでは以後の議事進行は、石岡会長によりしく願います。

石岡会長　それでは、よろしく願います。
最初に、議事録署名者を指名することにいたします。
労働者代表委員からは赤間委員、使用者代表委員からは小笠原委員に願
いしたいと思います。よろしく願います。

石岡会長　はい、それでは議題に従って議事を進行したいと思いますが、まず1つ目
「青森県最低賃金の改正決定に関する諮問について」、事務局から説明を願
います。

賃金室長　はじめに、請園局長から石岡会長に対しまして、「青森県最低賃金の改正
決定に関する諮問」を行わせていただきます。

(請園労働局長から、石岡会長に諮問文を読み上げ手交)
(各委員に対し、諮問文の写しを配布)

6 議事

(1) 青森県最低賃金の改正決定に関する諮問について

賃金室長　ただいま、諮問文を各委員のほうに配布させていただきました。

まず、紹介をさせていただきます。4月1日から賃金室長をしております吉田
と申します。よろしく願います。

わたくしのほうから改正諮問の説明、あと、お手元の資料の説明をさせていた
だきます。その前に、今年度はじめての審議会ということですので、青森労働局
のメンバーをご紹介させていただきたいと思います。

先ほど挨拶をいたしました局長、請園でございます。そして、事務局ですが、
青森労働局労働基準部長の細田でございます。

基準部長　細田でございます。よろしく願います。

賃金室長　賃金室の成田賃金係長でございます。

賃金係長　よろしく願います。

賃金室長　長尾事務官です。

事務官 よろしくお願ひします。

賃金室長 事務局一同、円滑な運営を心掛けて参りますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、改正諮問とそれに関連いたしまして、配布資料のほうのご説明をさせていただきます。

諮問文の内容についてですが、昨年度は「経済財政運営と改革の基本方針2019及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画に配意した」という文言が入っていたものでございますが、今年度は、まだ、この骨太の方針が閣議決定されていないという事情等もございまして、平成27年度以来のフラットなオーソドックスな文面というふうになっております。

中央の最低賃金審議会でございますが、さきほど、局長挨拶にもございました政府の方針を踏まえまして、6月26日に令和2年度の目安についての審議がスタートをしているというところでございます。

最低賃金は、ご存じの通り最低賃金審議会におきまして、中央から示される目安を参考としつつ、賃金決定の3原則でございますが、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③企業の賃金支払能力を総合的に考慮したうえで、調査審議いただき、その意見を尊重して労働局長が決定をするという原則で、これは毎年変わらないということでございます。

青森県においての低賃金労働者の実態を把握するため、現在、事務局におきましては、最低賃金に関する基礎調査をはじめ、各種の統計資料の作業を行っているところでございます。これらの具体的な資料につきましては、目安を伝達する第2回審議会、あるいは、その後の最低賃金専門部会においてお示しすることになります。

続きまして、配布の資料について説明をさせていただきます。大きいホチキス止めが二つあってですね、当局で準備したものと後は、中央最低賃金審議会の目安小委員会の資料でございます。当局作成のほうから説明いたしますが、資料の2ページと3ページにですね、春闘の状況がございます。2ページ目が、基本的に全国分ということで、3ページが青森県分ということでございます。3ページをご覧くださいますと、連合青森の集計では令和2年の賃上げ率が加重平均で2.32%という数字。下の青森県経営者協会の集計でございますと1.55%。うち、県内本社企業ですと1.66%という賃上げ率という結果になってございます。

次の4ページ、資料4でございますが、これは先ほど局長のあいさつにもございました6月10日に発表されました日本銀行青森支店の「県内金融経済概況」

でございます。「県内の景気は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から悪化している」という判断が、5月も同じ判断でございましたので、2か月連続でこの判断になっているということでございます。

続きまして、資料5、8ページでございます。これも先ほど局長からちょっと話がございました当労働局発表の5月の「雇用失業情勢」でございます。有効求人倍率が0.93倍で0.07ポイント低下。1倍を切ったのは平成28年2月以来ということで、4年以上ぶりということでございます。で、下の囲みでございますが、特にこの新規の求人数が、令和2年5月は7,406件ということで、前年同期10,054件から26.3%もの大幅な低下となっているということでございまして、求職者も多少は減ってるんですけども、やはり求人の落ち込みが非常に大きいということでございます。

続きまして、ホチキス止めの目安小委員会の配布資料について簡単に説明をさせていただきます。6月26日に実施されました中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会の配布資料でございます。

3部構成になっておりまして、資料の表題1が全国統計資料、2が都道府県統計資料、3が業務統計資料ということになっておりますけれども、これの30ページですね、都道府県別のいろいろな指標が載っております。これは、目安のランクごとにA・B・C・Dの順に載ってるわけですが、県民所得であるとか、標準生計費、高校卒業の初任給、賃金、消費者物価指数などが載っておりまして、青森県の立ち位置というんですかね、全国から見た青森県の位置が、これである程度分かるということでございます。

一つ一つは、特に説明はいたしませんので、後ほどご覧いただければというふうに思っています。

で、これの39ページ以降ですが、業務統計資料ということで、40ページには、令和元年度の地域別最低賃金の審議決定状況がございます。これもランク別になっておりまして、青森を含むDランクでございますが、今の最低賃金は、Dランクの中で、福島が798円の他は、15県が790円で並んでるということでございます。

隣にある前年度決定金額を見ますとですね、761円から772円まで結構バラバラといろいろな数字があったんですが、現在は790円が15県です。採決状況を見ますと、大体がDランクは、使用者反対の黒丸というところが多くなっている状況でございます。

また、次のページを見ますと、中賃の目安と比べてどうだったのかという数字が出ております。令和元年のDランクを見ますと、福島、愛媛、島根は目安通り

ですが、山形は1円、多くの県が目安プラス2円、平成30年度単独で一番最低賃金額が低かった鹿児島が3円を上げていると、目安から3円プラスという金額で決着したということでございます。Aランクはもともと高いということもあって目安通りのところが多いですけれども、去年はですね、Dランクの県につきまして、かなり目安を上回る金額で結審をしたということでございます。

以上が、ざっとですが諮問及び配布資料に係る説明でございます。

石岡会長 ありがとうございます。諮問文についての説明をしていただきましたけれども何か質問等はございませんか。

現時点で、特に質問やご意見ないですか。よろしいですか。

(委員の間から、「特になし」の声)

(2) 青森地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の設置について

石岡会長 はい。それでは、議題の1は、この程度にいたしまして。

それでは、2つ目。青森地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の設置についてです。事務局から説明をお願いします。

賃金室長 はい、「専門部会の設置」についてご説明をさせていただきます。

当局作成資料の10。これは関係法令、法律の条文なので、見ていただければと思いますけれども、37ページですね。最低賃金法第25条第2項の規定によりまして、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」とされております。

従いまして、今年度も専門部会を設置し、審議をいただくということになります。

委員の選任につきましては、本審議委員の任命手続きに準拠して行うということになります。

労働者代表委員及び使用者代表委員として各々3名の候補者を推薦していただくこととなりますので、労使各側におかれましては、ご準備のほどよろしくお願いいたします。

この専門部会委員の推薦公示でございますけれども、本日、7月3日から7月16日までとさせていただきます。

この公示のお知らせについては、後ほど各関係団体にお渡ししたいというふうに考えております。

この期間の中に推薦がございました方の中から専門部会委員を決定し、その後に第1回目の専門部会で、正式に組織として設置をするということになります。

また、専門部会の廃止につきましては、審議会令第6条第7項によりまして「その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止する」となっておりますので、本日の審議会において「任務を終了したときは、廃止する」旨の議決が必要となります。

また、専門部会の公益委員につきましては、事務局のほうからですが石岡会長、佐藤会長代理、森委員にお願いしたいと考えておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

また、専門部会委員の推薦公示と併せまして、最低賃金法第25条第5項に基づく「調査審議」に伴う関係労使の意見聴取の公示も行うこととしております。

公示期間につきましては、本日、7月3日から17日までの間としております。

この公示期間内に意見の提出があった場合につきましては、第1回目の専門部会において、意見を聴取するという事を現在考えているところでございます。

以上が専門部会の設置についてということでございます。

石岡会長 　　ただ今のお話の説明につきまして、何か質問等はございませんか。
よろしいですか。

（委員の間から、「特になし」の声）

石岡会長 　　それから、最後に出ましたけれども、専門部会については任務が終了し次第、廃止するという事でよろしいですね。

（委員から、「異議なし」の声）

石岡会長 　　それでは次にいきたいと思います。

（3）最低賃金審議会令第6条第5項の適用について

石岡会長 　　それでは、議題の3つ目、「最低賃金審議会令第6条5項の適用について」です。事務局から説明をお願いします。

賃金室長 　　はい。今の資料の37ページでございますが、最低賃金審議会令、下のほうの部分をお開きになって次のページの第6条第5項をご覧ください。アンダーラインが引いてありますけれども、「審議会で、あらかじめ議決しておくことによって、最低賃金専門部会の決議をもって本審議会の決議をすることができる。」

という規定でございます。これを適用するのかどうかということをご審議いただきたいと思っております。

石岡会長 本県では、例年、これを適用せず、専門部会で決議をしても、それをもう一度、本審議会、本会に諮って決議をするというやり方を通してやっています。今回もそのようなことでよろしいでしょうか。

(委員の間から、「異議なし」の声)

石岡会長 よろしいですね。
はい。では、これは適用しないということにして。

(4) 今後の審議日程について

石岡会長 それから、議題の4つ目ですが「今後の審議日程について」事務局から説明をお願いします。

賃金室長 はい、今後の日程でございますが、資料No.6、17ページをご覧くださいと思います。ここに青森県最低賃金の審議日程の案をつけてございます。

この事務局案は、以前にですね、委員の皆様にお送りさせていただいたものと日時は同じですが、後ほどまたご説明いたしますが、一部開催場所が変更となっております。

事務局案の作成に当たりましては、早期発効を念頭に置きながら、委員の皆様から提出いただきました日程確認表を基に、最大人数出席をいただけるという日時を優先して組ませていただきました。従いまして、委員の中には、ご都合が悪い日に設定されているということもございますが、何卒ご了解いただきたいというふうに思います。

事務局案につきまして、上の日程からですね、順次説明をさせていただきます。

7月3日。これが今開催されている本審議会でございますが、先ほどお話しさせていただきました通り、専門部会委員の推薦と意見聴取の公示を、それぞれ7月3日から委員の推薦は16日まで、意見聴取は17日までというふうにいたしました。それを踏まえまして、第1回の専門部会の組織会・関係労使の意見聴取を、7月22日水曜日に設定をしております。

中央最低賃金審議会の今後の開催状況ですが、7月の下旬には、目安答申が見込まれているということから、本県におきましては7月29日に第2回本審を開催いたしまして、中賃の目安の伝達ということを予定をしております。

今申し上げました第1回の専門部会と第2回の審議会でございますが、前にお

送りさせていただいた案では、場所が当合同庁舎7階ということであったんですが、大変申し訳ないんですが、青森第二合同庁舎の1階会議室に変更させていただきました。

青森第二合同庁舎のご案内が、この資料とは別に、1枚ペーパーで入れてございます。それを見ていただければと思いますけれども、ここは建物が違いますので、ご注意くださいと思います。

場所が変わってしまうというのは申し訳ないんですが何卒ご了解いただきたいと思います。

その後、専門部会による金額審議が始まるわけですが、これを8月3日、5日、6日と集中的に配置しております。例年ですと、この時期、ねぶた祭りの期間ということで、午前中が多いんですが、今回非常に残念ではございますが、ねぶた祭りがないということもございまして午後からの開催とさせていただいております。さらに、この6日までに決着がつかないということでございまして、7日も予備日として午前中を配置しております、遅くともそこでは結論を出していただいて、7日の15時からここで答申をいただきたいということでございます。ここで、金額を出していただいて、答申をいただくということになります。

先ほど、最低賃金審議令の6条5項は適用しないということとされましたので、専門部会の決議の結果を、7日の審議会に報告をして、ここで議決をいただくという手順・段取りになっているということでございます。

なお、この8月7日に答申をいただいた場合の最短のコースでございしますが、異議の申出の締切りが8月24日になって、翌開庁日の8月25日に異議申出に係る審議会を開催して諮問をさせていただき、同日答申をいただいて官報公示が最短で9月3日になります。その官報公示から30日を経た10月3日が最短の効力発生日ということになります。

昨年は8月8日に答申をいただき、10月4日の発効ということでございましたので、1日早い発効ということで予定をしております。

今後の審議日程についての事務局案の説明は以上となります。審議会としてのご審議、ご決定をお願いいたします。

お願いします。

石岡会長

ただ今の説明につきまして何かご質問やご意見等はございませんか。

(委員の間から、「特になし」の声)

石岡会長 よろしいでしょうか。それでは、この日程で行いたいと思いますが、もう一度事務局のほうでご確認いただけますか。

賃金室長 はい。それでは、ただいま決定をされました日程を確認させていただきます。資料6の通りになりますけれども、7月22日水曜日の午後3時から第二合同庁舎1階会議室におきまして第1回の専門部会。29日の水曜日、同じく第二合庁1階会議室におきまして15時から第2回の審議会。で、8月の3日、5日、6日ともに13時半からですね、専門部会第2回、第3回、第4回の専門部会。で、予備日を7日金曜日に設けまして、同日15時から第3回の本審で答申をいただくと。さらに、異議申出を待ちまして、8月25日火曜日10時半からこの異議にかかる審議をいただく第4回の審議会を開催をいたします。最短で令和2年の10月3日に新しい青森県最低賃金が発効する予定ということでございます。

ご確認をお願いします。

(5) その他

石岡会長 はい。皆さん、日程の確認をお願いいたします。

はい、それでは次に議題の「その他」ですけれども、これは事務局から何かございますか。

賃金室長 はい、最低賃金に関しまして、審議会あるいは当労働局あてになされた要請等につきまして、ご報告をさせていただきます。

当局の資料の資料No.7から9でございます。まず、資料No.7、18ページ以下でございますが、3月11日にごさいました日本労働組合総連合会青森県連合会様から要請でございまして、記のIについて最低賃金についての部分でございます。後で、ご確認いただければと思います。続きまして、21ページ以下が6月4日にごさいました全労連東北地方協議会・全労連北海道地方協議会・青森県労働組合総連合からの要請でございます。さらに、35ページからですが、青森地方最低賃金審議会あてに送付されました6月15日付の青森県弁護士会会長様の声明ということになります。この3つも付けましたので参考にしていただければというふうに思います。

資料の説明は以上でございます。

さらに別冊といたしまして「令和2年度版 最低賃金決定要覧」の冊子も置かせていただいております。必要に応じてご活用いただければと思います。

石岡会長 はい、これまでのところについて、委員の皆様から、何かご質問やご意見ございませんか。
 特によろしいでしょうか。

（委員の間から、「特になし」の声）

石岡会長 今年は、新型コロナの問題で、例年にない事態になっておりまして。まあ、なかなか難しい審議になるのかなと思っておりますけれども、労使皆様にはご協力いただいて、なんとか審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。
 それでは、何もなければ審議会はこれで終わりということになりますけれども、何か事務局のほうからございませんか。

賃金室長 ございません。

7 閉会

石岡会長 それでは、また暑い夏がやってくるということになりますけれども、なんとか一つご協力をいただきたいと思いますと思っております。それでは、とりあえず今日の本審はこれで終了したいと思います。
 どうもご苦勞様でした。